

1. 特定建設作業の届出等の留意点について

動画（パワーポイント） 1 枚目

特定建設作業の届出等の留意点について、大阪市環境局環境規制課から説明します。

動画（パワーポイント） 2 枚目

本日の内容は次の3項目で、特定建設作業の届出手続、記載に係る留意点、行政オンラインシステムを用いた電子申請について、よくある質問についてです。参考資料として大阪市環境局のホームページに、建設業のみなさんへ（特定建設作業の届出と規制のあらまし）を掲載していますので、適宜ご利用ください。

動画（パワーポイント） 3 枚目

まず最初に、特定建設作業の定義からです。騒音規制法・振動規制法・大阪府生活環境の保全等に関する条例において、特定建設作業とは、「著しい騒音・振動を発生する作業であって政令・府条例規則で定めるもの」、とされています。例えば、解体工事・新築工事のショベル系掘削機械やブレーカーを使用する作業、道路工事のコンクリートカッターやさく岩機を使用する作業などが該当します。これらの作業を実施する場合には、特定建設作業実施の届出が必要です。

動画（パワーポイント） 4 枚目

このスライドには、騒音・振動の規制基準を表に示しています。特定建設作業を伴う建設工事を施工するときは、法律、府条例に定める規制基準を遵守してください。特定建設作業とは著しい騒音・振動を発生させる作業です。使用できる日時や基準値を満たすのはもちろんの事、周辺にお住いの方に対して状況に応じて迅速に対応することにより、良好な関係を築くことも重要です。快適な生活環境の保全を保ちつつ、より豊かな社会を築いていくためにも、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

動画（パワーポイント） 5 枚目

特定建設作業の届出者は、建設工事を施工しようとする元請業者になります。法人の場合は、名称と代表者氏名を記載してください。なお、代表者とは代表権を有する者をいいます。参考までに、共同企業体、いわゆるJVの場合は、協定書等に定める共同企業体の名称を記載したうえで、代表会社の所在地、名称、代表者氏名を併記してください。

動画（パワーポイント） 6 枚目

届出の提出期限は、特定建設作業を開始する7日前までとなっています。大阪市行政オンラインシステムにより電子申請を行うか、受付窓口へ提出、若しくは郵送にて特定建設作業

開始の7日前までに本市届出窓口に必着するように提出してください。ここで「7日前まで」とは、届出日と工事開始日の間を、「中7日をあける」ことを意味します。例えば、6月13日に届出をした場合、工事開始日は最短で6月21日からとなります。なお、特定建設作業は日曜日および休日以外に行う必要があり、工事開始日が休日の場合は翌平日からの作業開始日となります。5月の大型連休前などは特にご留意ください。

動画（パワーポイント）7枚目

特定建設作業実施届出書は、作業の「種類ごと」に必要です。例えば、ショベル系掘削機械とブレーカーを使用する場合、届出書表紙をそれぞれ作成してください。ちなみに後ほどのスライドでも出てきますが、別表や工程表などの添付書類は両方の内容を盛り込んだものを1つ提出してください。一方、電子申請の場合は、ショベル系掘削機械の申請に係る入力と別表や工程表などの添付書類をデータ添付、ブレーカーの申請に係る入力とデータ添付と、1つの申請ごとに添付書類をデータ添付することになります。

電子申請については、後ほど詳しくご説明させていただきます。

動画（パワーポイント）8枚目

2つめの例として、道路工事でコンクリートカッターを使用する作業において、動力源として空気圧縮機を使用する場合は、紙申請ではコンクリートカッターと空気圧縮機の届出書表紙を別々に作成し、別表や工程表などの添付書類は両方の内容を盛り込んだものを1つ提出してください。

動画（パワーポイント）9枚目

次のスライドはバックホウ、いわゆる標準のバケットを使用して掘削作業を行う場合で、よく間違えて記載して届出されることが多いです。原動機の定格出力が20キロワットを超えるバックホウを使用する場合、特定建設作業の種類は「ショベル系掘削機械を使用する作業」として届出が必要です。一方、原動機の定格出力が80キロワット以上のバックホウを使用する場合、「バックホウを使用する作業」として届出することになりますが、現在使用されているほとんどのバックホウは環境大臣が指定する低騒音型になり、届出書に「バックホウを使用する作業」を記載することはほとんどありません。そのため、20キロワットを超えるバックホウは原則「ショベル系掘削機械を使用する作業」として1つ届出が必要と覚えておいてください。なお、スケルトンバケットを使用してふるい分け作業など行う場合は、届出書の中に使用する旨の記載をお願いします。

動画（パワーポイント）10枚目

これまでのスライドで届出書は作業の「種類ごと」に必要と説明しましたが、このスライドと次のスライドはまとめて記載できる例外になります。1つ目の例外として、さく岩機の

動力源に空気圧縮機を使用する場合の記載例になります。特定建設作業の種類を「さく岩機を使用する作業」として、さく岩機の型式と空気圧縮機の型式、定格出力などを記載いただければ、例外的に1つの届出として提出することができます。さく岩機と空気圧縮機を一緒に記載する場合、空気圧縮機の型式や定格出力が抜け落ちていることがありますので、記載を忘れないようお願いいたします。なお、空気圧縮機を使用しない電動チッパー等を使用する場合であっても、届出は必要になりますのでご注意ください。

動画（パワーポイント）11 枚目

2つ目の例外として、手持式のさく岩機と油圧式のブレーカーを使用する場合の記載例です。特定建設作業の種類を「ブレーカーを使用する作業」として、先ほどの例と同じようにさく岩機の型式、空気圧縮機の型式、定格出力、ブレーカーの型式などを記載いただければ、例外的に1つの届出として提出することができます。なお、ブレーカーを届出される際に、ときどきバックホウの重機本体の型式を記載されている方がいますが、ブレーカーの届出は重機本体の型式は不要で、アタッチメントの型式のみを記載してください。もしブレーカーのアタッチメントを変更して標準のバケットを使用する場合もあるのであれば、「ショベル系掘削機械を使用する作業」として、別途届出の表紙を作成する必要がありますので、ご注意ください。

動画（パワーポイント）12 枚目

続いて、作成した届出書表紙に添付する書類についてです。騒音又は振動の防止方法、周辺状況の見取図、特定建設作業及び建設工事の工程表の添付が必要です。紙申請では、同じ工事現場で特定建設作業の種類が異なる場合であって、添付書類の記載内容が同一の場合は、添付書類は1部に省略することができます。例えば、ブレーカーとショベル系掘削機械を使用する作業の2つについて届出する場合、届出書の表紙はブレーカーとショベル系掘削機械の2つを作成することになりますが、添付書類はまとめて記載したもの1つ用意すれば大丈夫です。ただし、正本と写しの2部が必要であることはご注意ください。なお、電子申請の場合は、1つの申請ごとに添付書類をデータ添付することになります。

動画（パワーポイント）13 枚目

その他の添付書類として、道路工事等で夜間や日曜日及びその他の休日に作業を実施する場合、警察からの許可を受けた場所・期間を示す資料を含めた道路使用に関する許可等の書類が必要です。また、届出者に代表権がない場合、例えば支店長を届出者として記載する場合は委任状が必要です。

動画（パワーポイント）14 枚目

ここからは届出書の記載例を見ながら留意点について説明します。まずは、届出書の表紙からになります。右上の日付欄には提出する日の日付を記載してください。届出者の氏名の

箇所には代表者印は不要です。

動画（パワーポイント）15 枚目

機械の名称などについて、使用する可能性のある重機は記載をお願いします。原動機の定格出力に関する記載漏れがよくありますので注意してください。バックホウでスケルトンバケットを併用する場合は、「スケルトンバケットを含む」、通常のバケットを使用しない場合は「スケルトンバケットのみ」といった記載をお願いします。工事開始日は届出の提出日から中7日以上あけてください。日数を記入する欄には作業期間の全日数を記載し、そのうち作業を行わない日を休業日として記載してください。その他、発注者情報が抜けていることもありますので、もれなく記載してください。

動画（パワーポイント）16 枚目

続いて別表の記載例です。現場周辺状況について、約 80 メートル以内に病院や学校などがあるか確認いただき、ある場合は協議日時と配慮内容を記載してください。なお、配慮内容には、特定建設作業にかかる騒音・振動等に対する時間や作業方法といった内容を記載するようにお願いします。

動画（パワーポイント）17 枚目

別表のアスベスト関係の項目についてご説明します。事前調査については、令和4年4月1日から一定規模以上の建築物等の工事は石綿事前調査結果 報告システムにおいて報告が必要となり、さらに令和5年10月1日からは事前調査を実施する者に資格が必要になっています。事前調査の方法は少なくとも設計図書等と目視調査を行う必要がありますが、これらの調査でアスベストの含有の有無がわからない、例えば天井の吹付け材や外壁の仕上塗材など書類や目視ではアスベスト含有の判断がつかない場合は、分析を行うか、みなし含有として除去することになります。工事着手年月日は特定建設作業の開始日ではなく、実際に工事を着手する日です。事前調査結果報告が報告済の場合は申請 ID も記載してください。皆さんにご留意いただきたい点として、工事着手するのは事前調査が終了し、事前調査結果の報告及び調査結果を表示後です。必ず工事着手前に事前調査結果の報告をお願いします。なお、別表の様式について、「工事着手年月日」と「事前調査結果報告」の項目がない旧様式での報告も見られますので、最新版の様式を使用いただきますようお願いいたします。新しい様式は本市ホームページに掲載しておりますので、ご確認いただければと思います。

動画（パワーポイント）18 枚目

次は見取図の例です。工事現場から周囲約 80 メートル以内に病院や学校など特段配慮を必要とする施設の確認に利用しますので、工事現場から少なくとも 80 メートル以上の範囲がわかるように周辺見取図を載せてください。また、病院や学校などの距離がわかるよう、

地図の縮尺を記載したり、現場を中心として半径約 80 メートルの円などを描くようお願いいたします。

動画（パワーポイント）19 枚目

ここからは行政オンラインシステムを用いた電子申請について説明します。

動画（パワーポイント）20 枚目

令和 5 年 4 月 1 日から、大気、騒音・振動等に係る届出等について、行政オンラインシステムを用いた電子申請が可能となりました。具体的には、特定建設作業実施届出、氏名等変更届出、使用廃止届出、承継届出、ダイオキシン類測定結果報告、公害防止統括者（代理者）の選任、死亡・解任届出、公害防止組織の承継届出があります。メンテナンス時間を除きまして、24 時間受付可能で、届出受付日は届出等が電子申請により到達した日になり、窓口へ来ていただかなくても届出が可能です。

動画（パワーポイント）21 枚目

電子申請を行うためには、まず大阪市行政オンラインシステムで利用者の登録が必要です。パソコン・スマートフォン又はタブレット等から大阪市行政オンラインシステムへアクセスし、新規登録から利用者登録を行ってください。なお、G ビズ ID をお持ちの場合は、G ビズ ID でログインも可能です。

動画（パワーポイント）22 枚目

ご登録いただく際は、事業者として登録するボタンから進んでいただき、必要事項を入力の上、登録を完了してください。

動画（パワーポイント）23 枚目

こちらのスライドでは、申請者側と本市側の電子申請の流れを示しています。まずはシステムにログイン後、申請内容入力して申請ボタンを押してください。申請された時点で受付となり、右下に申請番号が記載された届出書の表紙を PDF でダウンロードできるようになります。申請内容は本市で確認を行い、内容に疑義や修正等があれば電話やメールにて連絡する場合があります。また、修正内容によっては修正依頼の連絡と合わせて申請データの差戻しを行いますので、ご対応よろしく願いいたします。申請内容に問題が無ければ、マイページの申請履歴一覧に手続き完了が表示されます。

動画（パワーポイント）24 枚目

このスライドは実際の画面を示しています。電子申請をするためには、右上のログインをクリックして利用者 ID とパスワードを入力し、ログインしてください。次に事業者向けの

手続き一覧をクリックすると、申請できる手続き一覧が表示されますので、該当の届出をクリックして申請画面へ進んでください。なお、届出を表示させるのにキーワード検索が可能です。

動画（パワーポイント）25 枚目

続いて内容詳細ページの下部にある、申請を開始するボタンをクリックすると申請情報の入力画面に進みます。必要事項を入力後、申請の完了ページに表示される『申請内容をダウンロードする』をクリックすることで、申請した内容の確認が可能です。また、システムのホーム画面を下にスクロールすると、マイページの項目があります。マイページでは、利用者メニューにある申請履歴一覧から申請状況の確認が可能です、申請した届出書表紙をPDFでダウンロードできるほか、申請したデータを再利用して新しく申請ができるので便利です。

動画（パワーポイント）26 枚目

電子申請後、本市から修正指示の連絡後に差戻しがあった場合、マイページの利用者メニューにある申請履歴一覧の申請状況に『申請内容を修正してください』と表示されます。該当の届出をクリックし、差戻し理由のボタンを押して内容を確認のうえ、画面下部の『申請内容を修正する』をクリックしてください。その際に、『この申請を取上げる』をクリックすると、修正ではなく申請を取り消したことになりますので、間違えないよう気を付けてください。

動画（パワーポイント）27 枚目

ここからは届出情報の入力画面で間違いやすい箇所についてです。特定建設作業の届出根拠規定を選択する際に、選択誤りが多く発生しています。届出の際には、今一度法律の届出なのか、条例の届出なのか、ご確認をお願いします。各種届出に係る関係法令の選択等につきましては、スライド2ページ目に掲載しております『建設業のみなさんへ（特定建設作業の届出と規制のあらまし）』の3ページ目から4ページ目の一覧表を参照してください。根拠規定につきましては、後ほど例とともにご説明させていただきます。

動画（パワーポイント）28 枚目

先ほども説明したとおり、特定建設作業の届出は種類ごとに必要です。特定建設作業の種類を確認の上、それぞれ申請をお願いいたします。

動画（パワーポイント）29 枚目

さく岩機の動力源に空気圧縮機を使用する場合の申請例です。特定建設作業の種類を「さく岩機を使用する作業」として、さく岩機の型式と空気圧縮機の型式、定格出力などを記載

いただければ、例外的に1つの届出として申請することができます。先ほども申し上げましたが、空気圧縮機の型式や定格出力が抜け落ちていることがありますので、ご注意ください。

動画（パワーポイント）30 枚目

「さく岩機を使用する作業」の場合、通常は騒音規制法にチェックしてください。条例の横出し地域として指定する工業専用地域の一部の場合は、府条例（騒音）にチェックしてください。条例の横出し地域につきましては、次のスライドに載せています。

動画（パワーポイント）31 枚目

条例の横出し地域として指定する工業専用地域の内訳です。なお、地域が指定されているかわからない場合は、各環境保全監視グループまでお問い合わせください。

動画（パワーポイント）32 枚目

続いての申請例は、手持式のさく岩機と油圧式のブレーカーを使用するケースです。特定建設作業の種類を「ブレーカーを使用する作業」として、先ほどの例と同じようにさく岩機の型式、定格出力、空気圧縮機の型式、ブレーカーの型式などを記載すれば、例外的に1つの届出として申請することができます。ただし、ブレーカーのアタッチメントを変更しショベル系掘削機を使用する場合は別途「ショベル系掘削機械を使用する作業」の申請が必要です。

動画（パワーポイント）33 枚目

「ブレーカーを使用する作業」の場合、通常は騒音規制法、振動規制法にチェックをしてください。なお、工事現場が条例の横出し地域として指定する工業専用地域の一部においては、府条例の騒音、振動にチェックしてください。

動画（パワーポイント）34 枚目

最後の申請例である「ショベル系掘削機械を使用する作業」の場合は、原則、府条例の騒音、振動にチェックをしてください。スケルトンバケットを使用する場合は、追加でチェックをお願いします。通常バケットと併用してスケルトンバケットを使用する場合は「含む」、スケルトンバケットしか使用しないのであれば「のみ」にチェックしてください。なお、スケルトンバケットのみの使用の場合は、府条例の騒音のみチェックを入れ、府条例の振動は不要になります。

動画（パワーポイント）35 枚目

最後に、簡単にですが皆様からお受けするよくある質問について載せています。

動画（パワーポイント）36 枚目

まずは1つ目です。特定建設作業が2つ以上の市町村にまたがる場合、届出はどのようにすればよいか。答えは、どちらの市町村にも届出をする必要があります。2つ目は、工事が長期間継続する場合の特定建設作業について、届出は何回も必要か。答えは、1年以上など長期間にわたる工事であっても1回の届出で工事終了まで届出可能です。

動画（パワーポイント）37 枚目

続いて3つ目は、特定建設作業実施届出を行った後、作業の実施期間延長する場合はどうすればよいか。答えは、新たに届出を行う必要があり、届出から中7日以降が作業開始日となります。4つ目は、電子申請を行った場合の特定建設作業実施届出の受付日はいつになるのか。答えは、申請が到達した日が届出日となります。

動画（パワーポイント）38 枚目

最後の5つ目は、電子申請をする場合に、添付ファイルはどのような形式で添付すればよいか。答えは、PDF、ワード、エクセル、画像ファイルなどの添付が可能です。

動画（パワーポイント）39 枚目

最後に、届出及びお問合せ先は表のとおりです。特定建設作業の届出等の留意点について、講義は以上となります。今後とも、環境保全の向上に努めてまいりますので、本市の環境行政に対しまして、より一層のご理解、ご協力をいただきますよう、よろしくお願いいたします。